

一般社団法人日本獣医麻酔外科学会  
正会員の資格に関する規則

平成27年4月25日理事会決定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本獣医麻酔外科学会（以下、「当法人」という。）定款第6条第2項に基づき、当法人の正会員の資格に関する事項について定めることを目的とする。

(正会員の資格)

第2条 正会員の資格は、定款第6条第1項第1号に定めるものに該当する者とする。

2 獣医師以外の者が当法人に対して、獣医師に準ずる者として正会員として入会の意思表示をした場合は、理事会の決議によって獣医師に準ずる者として特に認める者か否かを決定するものとする。

3 前項により獣医師に準ずる者として特に認めた場合、以後、同じ資格に該当する者が正会員として入会の意思表示をした場合は、理事会の決議を経ることなく正会員資格を有するものとする。

(規則の変更)

第3条 この規則の変更を必要とする場合は、理事会の決議を経て、定めるものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月25日より実施する。